

## a. 2005（平成 17）年改正（2006 年 4 月施行）のポイント（図）

### ①予防重視型システムへの転換

- 要支援者への給付を介護予防給付に移行.
- 介護予防ケアマネジメントは**地域包括支援センター**が実施.
- 介護予防事業, 包括的支援事業などの**地域支援事業**の実施.

### ②施設給付の見直し

- 食費・居住費を保険給付の対象外に.
- 低所得者への補足給付.

### ③その他

- **地域密着サービス**の創設.
- 介護サービス情報の公表.
- 負担能力をきめ細かく反映した第 1 号保険料の見直し.

## b. 2008（平成 20）年改正（2009 年 5 月施行）のポイント

- 介護サービス事業者の法令遵守などの業務管理体制の整備.
- 介護サービス事業者の休止・廃止の事前届出制の開始.
- 介護サービス事業者の休止・廃止時のサービス確保の義務化.

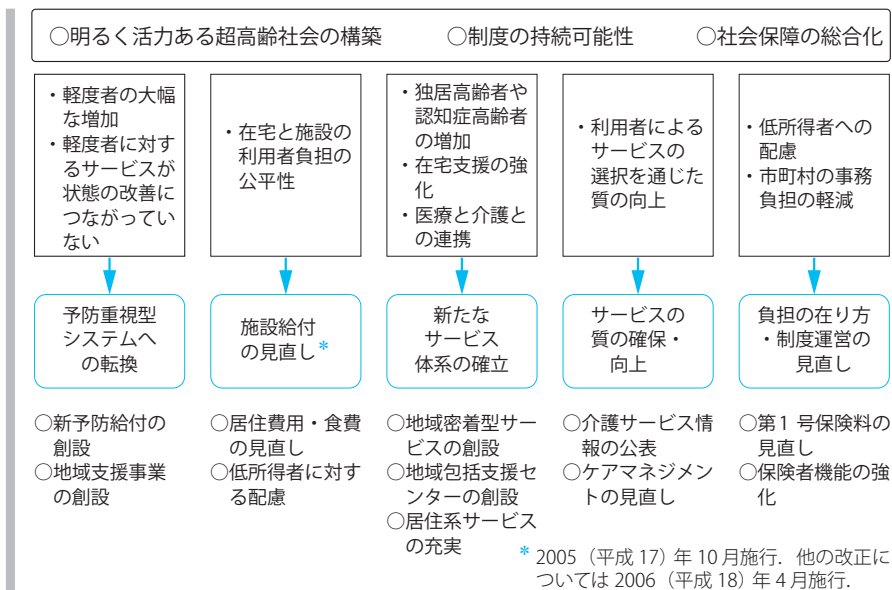


図 2005（平成 17）年介護保険制度改革の基本的な視点と主な内容

[厚生労働省, 公的介護保険制度の現状と今後の役割: [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/gaiyo/dl/hoken.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/dl/hoken.pdf) (2020 年 2 月閲覧) より]